



製品事故情報の収集と活用

消費者庁消費者安全課

製品事故等の 事故情報の収集・公表

消費者庁では、消費者が安心して安全で豊かに暮らすことのできる社会の実現を図るために、事故情報を収集し、注意喚起等を行うことによって、事故の発生・拡大防止に資する取組みを行っています。幅広い分野の事故情報の収集・分析のための制度を充実・強化するとともに、その結果を適切に消費者に提供しています。

2006年、消費生活用製品安全法(以下、消生法)の改正により、「製品事故情報報告・公表制度」が設けられました。この制度は、事故情報の迅速な収集と公表によって、その後の同種の事故の再発防止につなげることを目的とするものです。具体的には「消費生活用製品の製造事業者または輸入事業者は、その製造または輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知った日から10日以内に、当該消費生活用製品の名称、型式、事故の内容等を主務大臣(経済産業大臣)に報告しなければならないが、主務大臣は「事業者から報告を受けたこと等により重大製品事故の発生を知った場合には、当該内容等を一般消費者に迅速に公表する」こととしてきました^{*1}。消費者庁発足後は、事故情報の報告先が、消費者庁に変わり、消費者庁が消生法に基づく重大製品事故に関する情報を毎週公表しています。

また、2009年、消費者安全法(以下、消安法)が施行され、消費者事故情報の収集、消費者被害の発生および拡大防止のための措置が規定さ

れ、「行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故が発生した旨の情報を得たとき」は、直ちに消費者庁に通知しなければならないこととされています^{*2}。また、重大事故等以外であっても、消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、商品等または役務の特性その他の状況に照らし、「当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるとき」は、消費者庁に対し通知することとされています^{*2}。通知された重大事故等についても通知件数、通知機関別内訳、事故の概要等を毎週1回公表しています。

これら各種法令等に基づき消費者庁に一元的に集約された事故情報は、事故情報データベース^{*3}に登録され、自由に閲覧・検索できます。また、集約された事故情報は庁内の「入手情報点検チーム」が、同種事故による被害の発生および拡大防止、速やかな対応を図るため毎日点検する体制が整備されています。

事故情報を収集し事故の傾向を適切に把握・分析することは、適時に注意喚起するうえできわめて重要ですが、消安法等に基づく事故情報の通知等が関係行政機関等に十分に徹底されていないなどの課題があります。そこで、2015年3月には消安法に基づく消費者事故等の通知の運用マニュアルを改訂し、事例を充実させるなど分かりやすくしました。引き続き、関係行政機関等に対して説明会を開催するなど、事故情報の収集強化に努めてまいります。

*1 消生法第35条第1項および第2項、第36条第1項、消生法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令第3条。

*2 消安法第12条

*3 http://www.jikojocho.go.jp/ai_national/

最近の注意喚起

前述の定期公表のほか、消費者への注意喚起としての最近の取組みを紹介します。

① ボタン電池の誤飲に関する注意喚起*4

子どものボタン電池の誤飲に関する事故情報が、2010～2014年度の間90件以上寄せられており、アンケート結果では、重症化するなど危険性を知らない保護者が約6割もいました。

このため、国民生活センターと連携し、さまざまな日用品に利用されているボタン電池の危険性を周知するための注意喚起を行いました。

② 洗濯用パック型液体洗剤についての注意喚起*5

洗濯用パック型液体洗剤は、新たなかたちの洗濯用洗剤として、近年、日本でも製造販売が行われています。計量が不要で簡便という利点があるものの、フィルムが破れ、洗剤が口や目に入る等の事故情報が寄せられています。フィルムは水に溶けやすいため、子どもが握ったり^か噛んだり遊んでいるうちに、破れてしまうケースが多く、特に3歳以下の乳幼児に被害が集中しています。そこで、国民生活センターと連携し、保管上の注意や事故が起きた際の対処方法等の注意喚起を行いました。

これらは、海外でも同様の事故が多数報告されており、経済協力開発機構(OECD)を中心とした国際的な取組みも行われています(「ボタン電池の安全性に関する国際啓発週間*6」および「洗濯洗剤カプセル/パケットに関する国際啓発キャンペーン*7」の一環として行いました)。

リコール情報の周知強化

リコール情報が的確に消費者の目に触れる機会を増やし事故の再発・拡大防止を図るため、消

費者庁はリコール情報を一元的に収集し、消費者が分野横断的にリコール情報を確認できる「リコール情報サイト」の運用を2012年度より開始しました。2014年度には、リコール情報に接する機会の少ない高齢者等に対するリコール情報の周知のあり方等を調査・検証しました。また、製品が国境を越えて多く流通している現状を踏まえOECD向けにわが国のリコール情報を提供し、国際協力の推進に努めました。今後は、季節や用途別といった消費者の利用シーンに合わせた情報提供を順次行うこととしています。

消費者安全調査委員会

消費者安全調査委員会は、消費者の生命・身体に被害をもたらす事故について調査を行い、事故から教訓を得て、事故の再発・拡大防止および被害の軽減のための知見を得ることを目的とし、「なぜ事故が起きたのか」「どうすれば同じような事故が防げるのか」を考える組織として設立されました(2012年10月)。

事故原因にはさまざまなものがあります。委員会では、単に機械の故障や規定違反といったことだけではなく、実際に使われる環境や子ども・高齢者など利用者の特性にも目を向けて、幅広い視点から調査を行っています。

既に、ガス湯沸器による一酸化炭素中毒の事故、家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動について報告書等を公表しました。現在は、ハンドル形電動車椅子での事故や染毛による皮膚障害等について調査を行っています。また、スマートフォンによる低温やけどの情報など、事故防止のために参考となる情報を「ワンポイントアドバイス」として配信しています。

事故の中には、消費者の誤使用や注意不足による事故と判断され、危なさが放置されてしまうものもあります。こうした事故も含めて、幅広い視点から調査を行い、より安全な暮らしを実現するため、社会の共有財産となるような報告書を公表してまいります。

*4 2014年6月18日公表
http://www.caa.go.jp/safety/pdf/140618kouhyou_1.pdf
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140618_1.html

*5 2015年3月18日公表
http://www.caa.go.jp/safety/pdf/150318kouhyou_1.pdf
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20150318_1.html

*6 2014年6月16～20日

*7 2015年3月16～23日